

(保 155)

令和元年 10 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 2）

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災に関する、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額（以下「一部負担金等」）の支払いが困難な方に対する取扱いについては、令和元年 10 月 21 日付（保 153）F「令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」によりご連絡申し上げてきたところです。

今般、一部負担金等の支払猶予の対象となる市町村や健康保険組合等が添付資料の別紙 1、別紙 2 のとおり更新されましたのでご連絡申し上げます。

また、被災地域ごとのリーフレットにつきましてもあわせて更新されましたのでご参照ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

< 添付資料 >

1. 令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その 2）
（令元. 10. 21 事務連絡 厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課）
2. 令和元年台風第 19 号の被災者の皆様へ
（令元. 10. 21 リーフレット 厚生労働省）

事 務 連 絡
令和元年 10 月 21 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部 (局)
国民健康保険主管課 (部)
後期高齢者医療主管課 (部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて (その 2)

令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いいたします。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

(令和元年 10 月 18 日付け事務連絡から、別紙 1、別紙 2 を更新)

記

1 に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第 5 条及び第 5 条の 2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第 4 条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第 5 条及び第 5 条の 2 並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13 条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第5条の被保険者（市町村国保の被保険者）
- ② 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ③ 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者（被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。）であって別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは健康保険協会の被保険者又は被扶養者

(2) 令和元年台風第19号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者若しくは被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)

を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」（別添）に準じて取り扱われたい。

別紙 1（市町村国保・後期高齢者医療広域連合）

※今後、対象となる市町村等は、更新していく予定

○ 市町村

	都道府県	市町村
1	群馬県	前橋市
2		高崎市
3		甘楽町
4		嬭恋村
5		邑楽町
6		みなかみ町
7		みどり市
8		藤岡市
9		富岡市
10		南牧村
11		千代田町
12	埼玉県	さいたま市
13		川口市
14		秩父市
15		所沢市
16		飯能市
17		本庄市
18		狭山市
19		入間市
20		朝霞市
21		和光市
22		富士見市
23		日高市

24		東松山市
25		嵐山町
26		川島町
27		ときがわ町
28		横瀬町
29		小鹿野町
30		神川町
31		寄居町
32		新座市
33		坂戸市
34		美里町
35	栃木県	宇都宮市
36		足利市
37		栃木市
38		佐野市
39		鹿沼市
40		日光市
41		大田原市
42		那須烏山市
43		矢板市
44		那須塩原市
45		塩谷町
46		那須町
47	東京都	墨田区
48		北区
49		板橋区
50		練馬区
51		八王子市

52		青梅市
53		府中市
54		昭島市
55		日野市
56		稲城市
57		日の出町
58		檜原村
59	長野県	松本市
60		諏訪市
61		須坂市
62		小諸市
63		茅野市
64		佐久市
65		小海町
66		川上村
67		長和町
68		下諏訪町
69		辰野町
70		麻績村
71		生坂村
72		小布施町
73		飯綱町
74		長野市
75		上田市
76		岡谷市
77		飯山市
78		塩尻市
79		千曲市

80		東御市
81		安曇野市
82		南牧村
83		南相木村
84		佐久穂町
85		高山村
86	茨城県	水戸市
87		日立市
88		土浦市
89		石岡市
90		結城市
91		常陸太田市
92		北茨城市
93		那珂市
94		常陸大宮市
95		大子町
96		神栖市
97		つくば市
98		笠間市
99		守谷市
100		ひたちなか市
101		城里町
110	宮城県	仙台市
111		石巻市
112		気仙沼市
113		名取市
114		角田市
115		岩沼市

116		栗原市
117		大崎市
118		富谷市
119		亶理町
120		大郷町
121		大衡村
122		色麻町
123		涌谷町
124		美里町
125		南三陸町
126		塩竈市
127		白石市
128		多賀城市
129		登米市
110		丸森町
111		山元町
112		松島町
113		利府町
114		加美町
115	福島県	福島市
116		二本松市
117		郡山市
130		須賀川市
131		いわき市
132		桑折町
133		只見町
134		泉崎村
135		中島村

136		矢吹町
137		玉川村
138		古殿町
139		小野町
140		檜葉町
141		富岡町
142		大熊町
143		浪江町
144		新地町
145		南相馬市
146		伊達市
147		白河市
148		会津若松市
149		国見町
150		大玉村
151		鏡石町
152		天栄村
153		檜枝岐村
154		会津美里町
155		棚倉町
156		西郷村
157		平田村
158		三春町
159		川内村
160		双葉町
161		葛尾村
162		飯舘村
163		田村市

164		相馬市
165		本宮市
166		石川町
167	新潟県	上越市
168	岩手県	陸前高田市
169		釜石市
170		山田町
171		洋野町
172		大船渡市
173		普代村
174		野田村
175	神奈川県	川崎市
176		相模原市
177		平塚市
178		小田原市
179		茅ヶ崎市
180		秦野市
181		厚木市
182		伊勢原市
183		海老名市
184		座間市
185		南足柄市
186		寒川町
187		大井町
188		松田町
189		山北町
190		箱根町
191		湯河原町

192		愛川町
193		清川村
194	山梨県	大月市
195	静岡県	伊豆の国市
196		函南町

○ 後期高齢者医療広域連合

	広域連合
1	岩手県後期高齢者医療広域連合
2	宮城県後期高齢者医療広域連合
3	福島県後期高齢者医療広域連合
4	茨城県後期高齢者医療広域連合
5	栃木県後期高齢者医療広域連合
6	群馬県後期高齢者医療広域連合
7	埼玉県後期高齢者医療広域連合
8	東京都後期高齢者医療広域連合
9	神奈川県後期高齢者医療広域連合
10	新潟県後期高齢者医療広域連合
11	山梨県後期高齢者医療広域連合
12	長野県後期高齢者医療広域連合
13	静岡県後期高齢者医療広域連合

別紙２（被用者保険・国保組合）

※今後、対象となる健康保険組合等は、更新していく予定

○ 全国健康保険協会

一部負担金等の猶予及び免除を行うと回答

○ 健康保険組合

一部負担金等の猶予を行うと回答

	健保組合名	所在地
1	ANAグループ健康保険組合	東京都
2	BIJ健康保険組合	東京都
3	DIC健康保険組合	東京都
4	EY Japan 健康保険組合	東京都
5	GLV 健康保険組合	東京都
6	GWA 健康保険組合	東京都
7	IHG・ANA ホテルズ健康保険組合	東京都
8	JVCケンウッド健康保険組合	東京都
9	J. フロント健康保険組合	大阪府
10	KOA 健康保険組合	長野県
11	KYB 健康保険組合	岐阜県
12	MBK 連合健康保険組合	東京都
13	NIPPO健康保険組合	東京都
14	SG ホールディングスグループ健康保険組合	京都府
15	UACJ 健康保険組合	愛知県
16	YG 健康保険組合	東京都
17	アイシン健康保険組合	愛知県
18	愛知県トラック事業健康保険組合	愛知県
19	愛鉄連健康保険組合	愛知県

20	あおみ建設健康保険組合	東京都
21	青森銀行健康保険組合	青森県
22	アコム健康保険組合	東京都
23	旭化成健康保険組合	宮崎県
24	アサヒグループ健康保険組合	東京都
25	朝日新聞健康保険組合	東京都
26	飯野健康保険組合	東京都
27	イオン健康保険組合	千葉県
28	イズミグループ健康保険組合	広島県
29	イズミヤグループ健康保険組合	大阪府
30	井関農機健康保険組合	愛媛県
31	イノアック健康保険組合	愛知県
32	茨城県農協健康保険組合	茨城県
33	イビデン健康保険組合	岐阜県
34	イマジカ健康保険組合	東京都
35	宇部興産健康保険組合	山口県
36	ウラベ健康保険組合	広島県
37	エア・ウォーター健康保険組合	北海道
38	永大産業健康保険組合	大阪府
39	エイベックス・グループ健康保険組合	東京都
40	エーアンドエーマテリアル健康保険組合	神奈川県
41	エーザイ健康保険組合	東京都
42	エクセディ健康保険組合	大阪府
43	エム・オー・エー健康保険組合	静岡県
44	王子製紙健康保険組合	東京都
45	オークマ健康保険組合	愛知県
46	大阪織物商健康保険組合	大阪府
47	大阪機械工具商健康保険組合	大阪府

48	大阪工作機械健康保険組合	大阪府
49	大阪港湾健康保険組合	大阪府
50	大阪産業機械工業健康保険組合	大阪府
51	大阪紙商健康保険組合	大阪府
52	大阪自転車健康保険組合	大阪府
53	大阪自動車整備健康保険組合	大阪府
54	大阪装粧健康保険組合	大阪府
55	大阪鉄商健康保険組合	大阪府
56	大阪ニット健康保険組合	大阪府
57	大阪府貨物運送健康保険組合	大阪府
58	大阪府管工事業健康保険組合	大阪府
59	大阪府建築健康保険組合	大阪府
60	大阪婦人子供既製服健康保険組合	大阪府
61	大阪府石油健康保険組合	大阪府
62	大阪府電気工事健康保険組合	大阪府
63	大阪府電設工業健康保険組合	大阪府
64	大阪線材製品健康保険組合	大阪府
65	大阪薬業健康保険組合	大阪府
66	大阪読売健康保険組合	大阪府
67	大沢健康保険組合	東京都
68	オカモト健康保険組合	東京都
69	沖電気工業健康保険組合	東京都
70	外国運輸金融健康保険組合	東京都
71	科学技術健康保険組合	埼玉県
72	カスミ健康保険組合	茨城県
73	勝又健康保険組合	千葉県
74	神奈川県管工事業健康保険組合	神奈川県
75	神奈川県機器健康保険組合	神奈川県

76	神奈川県建設業健康保険組合	神奈川県
77	神奈川県自動車整備健康保険組合	神奈川県
78	神奈川県情報サービス産業健康保険組合	神奈川県
79	神奈川県食品製造健康保険組合	神奈川県
80	神奈川県石油業健康保険組合	神奈川県
81	神奈川県鉄工業健康保険組合	神奈川県
82	神奈川県プラスチック事業健康保険組合	神奈川県
83	神奈川鉄鋼産業健康保険組合	神奈川県
84	カネカ健康保険組合	大阪府
85	カルビー健康保険組合	栃木県
86	管工業健康保険組合	東京都
87	観光産業健康保険組合	東京都
88	関西文紙情報産業健康保険組合	大阪府
89	関東 IT ソフトウェア健康保険組合	東京都
90	関東百貨店健康保険組合	東京都
91	キクチ健康保険組合	愛知県
92	北関東しんきん健康保険組合	群馬県
93	キタムラ健康保険組合	高知県
94	岐阜県プラスチック事業健康保険組合	岐阜県
95	岐阜繊維健康保険組合	岐阜県
96	君津製鉄所関連健康保険組合	千葉県
97	九州電力健康保険組合	福岡県
98	紀陽銀行健康保険組合	和歌山県
99	京三製作所健康保険組合	神奈川県
100	京都信用金庫健康保険組合	京都府
101	京都中央信用金庫健康保険組合	京都府
102	巨樹の会健康保険組合	佐賀県
103	きらぼし銀行健康保険組合	東京都

104	麒麟ビール健康保険組合	東京都
105	近畿化粧品健康保険組合	大阪府
106	近畿電子産業健康保険組合	大阪府
107	近畿日本鉄道健康保険組合	大阪府
108	倉紡健康保険組合	岡山県
109	クラレ健康保険組合	大阪府
110	栗田健康保険組合	東京都
111	来島どっく健康保険組合	愛媛県
112	くろがね健康保険組合	大阪府
113	群馬県農業団体健康保険組合	群馬県
114	計機健康保険組合	東京都
115	経済産業関係法人健康保険組合	東京都
116	小糸健康保険組合	東京都
117	工機ホールディングス健康保険組合	茨城県
118	合同製鐵健康保険組合	大阪府
119	鴻池健康保険組合	大阪府
120	ゴールドウイン健康保険組合	富山県
121	国会議員秘書健康保険組合	東京都
122	コニカミノルタ健康保険組合	東京都
123	駒井ハルテック健康保険組合	大阪府
124	小松製作所健康保険組合	東京都
125	五洋建設健康保険組合	東京都
126	雇用支援機構健康保険組合	千葉県
127	近藤紡績健康保険組合	愛知県
128	さいしん健康保険組合	埼玉県
129	埼玉県建設業健康保険組合	埼玉県
130	埼玉県農協健康保険組合	埼玉県
131	酒フーズ健康保険組合	東京都

132	サザビーリーグ健康保険組合	東京都
133	佐藤工業健康保険組合	東京都
134	サノヤス健康保険組合	大阪府
135	山陰自動車業健康保険組合	島根県
136	三協・立山健康保険組合	富山県
137	産業機械健康保険組合	東京都
138	サンデン健康保険組合	群馬県
139	三陽商会健康保険組合	東京都
140	シーイーシー健康保険組合	東京都
141	ジェイアールグループ健康保険組合	東京都
142	JXTGグループ健康保険組合	神奈川県
143	ジェイティ健康保険組合	東京都
144	ジェイテクト健康保険組合	大阪府
145	静岡県金属工業健康保険組合	静岡県
146	静岡県信用金庫健康保険組合	静岡県
147	静岡県電気工事業健康保険組合	静岡県
148	静岡県東部機械工業健康保険組合	静岡県
149	静岡県トラック運送健康保険組合	静岡県
150	静岡県農業団体健康保険組合	静岡県
151	七十七銀行健康保険組合	宮城県
152	シナネン健康保険組合	東京都
153	澁澤健康保険組合	東京都
154	シャープ健康保険組合	大阪府
155	社会保険支払基金健康保険組合	東京都
156	住宅金融支援機構健康保険組合	東京都
157	出版健康保険組合	東京都
158	商船三井健康保険組合	東京都
159	松竹健康保険組合	東京都

160	昭和電工健康保険組合	東京都
161	信越化学健康保険組合	東京都
162	神鋼商事健康保険組合	大阪府
163	新生銀行健康保険組合	東京都
164	新電元工業健康保険組合	埼玉県
165	スターバックスコーヒージャパン健康保険組合	東京都
166	セイコーインスツル健康保険組合	千葉県
167	西武健康保険組合	埼玉県
168	関ヶ原石材健康保険組合	岐阜県
169	セディナ健康保険組合	愛知県
170	セメント商工健康保険組合	東京都
171	ゼロ健康保険組合	神奈川県
172	全国外食産業ジェフ健康保険組合	東京都
173	全国硝子業健康保険組合	東京都
174	全国商品取引業健康保険組合	東京都
175	全国信用保証協会健康保険組合	東京都
176	全国設計事務所健康保険組合	東京都
177	全国労働金庫健康保険組合	東京都
178	セントラルスポーツ健康保険組合	東京都
179	全日本空輸健康保険組合	東京都
180	総合警備保障健康保険組合	東京都
181	倉庫業健康保険組合	東京都
182	双日健康保険組合	東京都
183	象印マホービン健康保険組合	大阪府
184	ソニー健康保険組合	東京都
185	第一三共グループ健康保険組合	東京都
186	大建工業健康保険組合	大阪府
187	大広健康保険組合	大阪府

188	ダイセル健康保険組合	大阪府
189	大同特殊鋼健康保険組合	愛知県
190	ダイドーリミテッド健康保険組合	東京都
191	大日本明治製糖健康保険組合	東京都
192	ダイハツ系連合健康保険組合	大阪府
193	ダイフク健康保険組合	大阪府
194	太平洋セメント健康保険組合	東京都
195	太陽生命健康保険組合	東京都
196	大和証券グループ健康保険組合	東京都
197	ダイワボウ健康保険組合	大阪府
198	高田工業所健康保険組合	福岡県
199	宝グループ健康保険組合	京都府
200	タカラベルモント健康保険組合	大阪府
201	多木健康保険組合	兵庫県
202	ダスキン健康保険組合	大阪府
203	千葉県食品製造健康保険組合	千葉県
204	千葉県農協健康保険組合	千葉県
205	中部アイティ産業健康保険組合	岐阜県
206	千代田グラビヤ健康保険組合	東京都
207	通信機器産業健康保険組合	東京都
208	ツガミ健康保険組合	新潟県
209	ツカモトグループ健康保険組合	東京都
210	椿本チエイン健康保険組合	京都府
211	帝人グループ健康保険組合	愛媛県
212	帝石健康保険組合	東京都
213	電興健康保険組合	東京都
214	デンソー健康保険組合	愛知県
215	天理よろづ相談所健康保険組合	奈良県

216	東亜合成健康保険組合	東京都
217	東亜道路健康保険組合	東京都
218	東海地区石油業健康保険組合	愛知県
219	東急百貨店健康保険組合	東京都
220	東京アパレル健康保険組合	東京都
221	東京医科大学健康保険組合	東京都
222	東京エレクトロン健康保険組合	東京都
223	東京応化工業健康保険組合	神奈川県
224	東京屋外広告ディスプレイ健康保険組合	東京都
225	東京織物健康保険組合	東京都
226	東京片倉健康保険組合	東京都
227	東京紙商健康保険組合	東京都
228	東京機器健康保険組合	東京都
229	東京化粧品健康保険組合	東京都
230	東京港健康保険組合	東京都
231	東京港運健康保険組合	東京都
232	東京広告業健康保険組合	東京都
233	東京実業健康保険組合	東京都
234	東京自動車教習所健康保険組合	東京都
235	東京スター銀行健康保険組合	東京都
236	東京中央卸売市場健康保険組合	東京都
237	東京鐵鋼健康保険組合	栃木県
238	東京都金属プレス工業健康保険組合	東京都
239	東京都情報サービス産業健康保険組合	東京都
240	東京都食品健康保険組合	東京都
241	東京都電気工事健康保険組合	東京都
242	東京都土木建築健康保険組合	東京都
243	東京都ニット健康保険組合	東京都

244	東京都農林漁業団体健康保険組合	東京都
245	東京都報道事業健康保険組合	東京都
246	東京都洋菓子健康保険組合	東京都
247	東京トラック事業健康保険組合	東京都
248	東京薬業健康保険組合	東京都
249	東芝健康保険組合	神奈川県
250	東芝機械健康保険組合	静岡県
251	東宝健康保険組合	東京都
252	TOYO TIRE 健康保険組合	兵庫県
253	東リ健康保険組合	兵庫県
254	東レ健康保険組合	滋賀県
255	トータルビューティー健康保険組合	京都府
256	徳洲会健康保険組合	大阪府
257	栃木県トラック健康保険組合	栃木県
258	栃木県農協健康保険組合	栃木県
259	トッパングループ健康保険組合	東京都
260	トヨタ関連部品健康保険組合	愛知県
261	豊田合成健康保険組合	愛知県
262	トヨタ自動車健康保険組合	愛知県
263	豊田通商健康保険組合	愛知県
264	トヨタ販売連合健康保険組合	愛知県
265	トヨタ紡織健康保険組合	愛知県
266	ナイスグループ健康保険組合	神奈川県
267	ナオリ健康保険組合	愛知県
268	長瀬産業健康保険組合	大阪府
269	長野県卸商業団地健康保険組合	長野県
270	長野県機械金属健康保険組合	長野県
271	長野県自動車販売店健康保険組合	長野県

272	長野県食品健康保険組合	長野県
273	中山製鋼所健康保険組合	大阪府
274	名古屋薬業健康保険組合	愛知県
275	なとり健康保険組合	東京都
276	南都銀行健康保険組合	奈良県
277	西川ゴム工業健康保険組合	広島県
278	西日本パッケージング健康保険組合	大阪府
279	西日本プラスチック工業健康保険組合	大阪府
280	ニチアス健康保険組合	東京都
281	日油健康保険組合	東京都
282	日活健康保険組合	東京都
283	日研グループ健康保険組合	東京都
284	日産自動車健康保険組合	神奈川県
285	日清製粉健康保険組合	東京都
286	日曹健康保険組合	東京都
287	日東電工健康保険組合	大阪府
288	日本事務器健康保険組合	東京都
289	日本発条健康保険組合	神奈川県
290	日本板硝子健康保険組合	大阪府
291	日本金型工業健康保険組合	東京都
292	日本工営健康保険組合	東京都
293	日刊工業新聞社健康保険組合	東京都
294	日本航空健康保険組合	東京都
295	日本コロムビア健康保険組合	東京都
296	日本触媒健康保険組合	大阪府
297	日本信号健康保険組合	埼玉県
298	日本製粉健康保険組合	東京都
299	日本甜菜製糖健康保険組合	東京都

300	日本電産コパル健康保険組合	東京都
301	日本電子健康保険組合	東京都
302	日本年金機構健康保険組合	東京都
303	日本ペイント健康保険組合	大阪府
304	日本放送協会健康保険組合	東京都
305	日本山村硝子健康保険組合	兵庫県
306	ニューオータニ健康保険組合	東京都
307	農林水産関係法人健康保険組合	東京都
308	ノバルティス健康保険組合	東京都
309	野村健康保険組合	大阪府
310	ノリタケグループ健康保険組合	愛知県
311	パイオニア健康保険組合	東京都
312	パイロット健康保険組合	東京都
313	長谷工健康保険組合	東京都
314	八十二銀行健康保険組合	長野県
315	パッケージ工業健康保険組合	東京都
316	パナソニック健康保険組合	大阪府
317	パレット健康保険組合	東京都
318	万代健康保険組合	大阪府
319	バンドー化学健康保険組合	兵庫県
320	東日本電線工業健康保険組合	東京都
321	東淀川健康保険組合	大阪府
322	兵庫県運輸業健康保険組合	兵庫県
323	フォーラムエンジニアリング健康保険組合	東京都
324	福山通運健康保険組合	広島県
325	フジクラ健康保険組合	東京都
326	不二サッシ健康保険組合	神奈川県
327	富士車輛健康保険組合	滋賀県

328	富士ソフト健康保険組合	神奈川県
329	富士通健康保険組合	神奈川県
330	富士電機健康保険組合	東京都
331	富士フイルムグループ健康保険組合	神奈川県
332	双葉電子健康保険組合	千葉県
333	ブラザー健康保険組合	愛知県
334	ブリヂストン健康保険組合	東京都
335	プレス工業健康保険組合	神奈川県
336	ベネッセグループ健康保険組合健康保険組合	岡山県
337	法政大学健康保険組合	東京都
338	法令出版健康保険組合	長野県
339	北陸情報産業健康保険組合	石川県
340	北海道医療健康保険組合	北海道
341	北海道コンピュータ関連産業健康保険組合	北海道
342	北海道信用金庫健康保険組合	北海道
343	北國新聞健康保険組合	石川県
344	ホトニクス・グループ健康保険組合	静岡県
345	ホンダ健康保険組合	東京都
346	マーレ健康保険組合	埼玉県
347	前田道路健康保険組合	東京都
348	マキタ健康保険組合	愛知県
349	マツダ健康保険組合	広島県
350	松屋健康保険組合	東京都
351	三浦グループ健康保険組合	愛媛県
352	ミクニ健康保険組合	神奈川県
353	みちのく銀行健康保険組合	青森県
354	三井E&S健康保険組合	千葉県
355	三井化学健康保険組合	東京都

356	三井住友トラスト・グループ健康保険組合	東京都
357	三井物産健康保険組合	東京都
358	ミツウロコ健康保険組合	東京都
359	ミットヨ健康保険組合	神奈川県
360	三菱ガス化学健康保険組合	東京都
361	三菱地所健康保険組合	東京都
362	三菱自動車健康保険組合	東京都
363	三菱重工健康保険組合	東京都
364	三菱マテリアル健康保険組合	東京都
365	みづほ健康保険組合	兵庫県
366	村田製作所健康保険組合	京都府
367	明治安田生命健康保険組合	東京都
368	名糖健康保険組合	東京都
369	持田製薬健康保険組合	東京都
370	モリタ宮田工業健康保険組合	神奈川県
371	安田日本興亜健康保険組合	東京都
372	山口県自動車販売健康保険組合	山口県
373	山崎製パン健康保険組合	東京都
374	やまと健康保険組合	東京都
375	ヤマトグループ健康保険組合	東京都
376	ヤマハ健康保険組合	静岡県
377	ユーシーシー健康保険組合	兵庫県
378	雪の聖母会健康保険組合	福岡県
379	ユニーグループ健康保険組合	愛知県
380	ユニチカ健康保険組合	大阪府
381	横河ブリッジホールディングス健康保険組合	千葉県
382	横浜銀行健康保険組合	神奈川県
383	横浜港運健康保険組合	神奈川県

384	横浜ゴム健康保険組合	東京都
385	吉原商品健康保険組合	東京都
386	ライク健康保険組合	大阪府
387	楽天健康保険組合	東京都
388	リクルート健康保険組合	東京都
389	理研健康保険組合	東京都
390	りそな健康保険組合	大阪府
391	レンゴー健康保険組合	大阪府
392	労働者健康安全機構健康保険組合	東京都
393	ワールド健康保険組合	兵庫県
394	早稲田大学健康保険組合	東京都

○ 国民健康保険組合

	国保組合名	所在地
1	福島県医師国保組合	福島県
2	全国歯科医師国保組合	栃木県
3	栃木県医師国保組合	栃木県
4	埼玉県医師国保組合	埼玉県
5	埼玉県薬剤師国保組合	埼玉県
6	関東信越税理士国保組合	埼玉県
7	埼玉県建設国保組合	埼玉県
8	埼玉土建国保組合	埼玉県
9	全国左官タイル塗装業国保組合	東京都
10	全国板金業国保組合	東京都
11	長野県建設国保組合	長野県
12	神奈川県医師国保組合	神奈川県
13	神奈川県歯科医師国保組合	神奈川県
14	神奈川県食品衛生国保組合	神奈川県

15	神奈川県薬剤師国保組合	神奈川県
16	神奈川県建設業国保組合	神奈川県
17	神奈川県建設連合国保組合	神奈川県
18	静岡県薬剤師国保組合	静岡県
19	静岡県歯科医師国保組合	静岡県
20	静岡県建設産業国保組合	静岡県

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和元年10月21日10時時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔岩手県〕

大船渡市、陸前高田市、釜石市、山田町、普代村(※)、野田村(※)、洋野町(※)、岩手県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和元年10月21日10時時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔宮城県〕

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町（※）、南三陸町、宮城県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和元年10月21日10時時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔福島県〕

福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、檜枝岐村、只見町、会津美里町（※）、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町（※）、石川町、玉川村、平田村、古殿町、三春町、小野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村、福島県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和元年10月21日10時時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔茨城県〕

水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、常陸太田市、北茨城市、茨城町（☆）、那珂市、常陸大宮市、大子町、神栖市、守谷市、つくば市、ひたちなか市、城里町、筑西市（☆）、笠間市、茨城県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（☆）介護保険のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

- ※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。
- ※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。
- ※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。
- ※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和元年10月21日10時時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔栃木県〕

宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町、那須烏山市、栃木県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和元年10月21日10時時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔群馬県〕

前橋市(※)、高崎市、藤岡市、富岡市、南牧村、甘楽町(※)、嬭恋村、千代田町、邑楽町、みなかみ町、みどり市(※)、群馬県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和元年10月21日10時時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔埼玉県〕

さいたま市、川口市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、入間市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、日高市（※）、嵐山町、川島町、ときがわ町、横瀬町、小鹿野町、美里町、神川町、寄居町、埼玉県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（※）国保のみ

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和元年10月21日10時時点

- **災害救助法の適用市区町村の住民の方で**、適用市区町村の国民健康保険・介護保険、適用市区町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[東京都]

墨田区(※)、北区、板橋区、練馬区、八王子市、青梅市、府中市、昭島市、日野市、稲城市(※)、日の出町、檜原村、東京都後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和元年10月21日10時時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔神奈川県〕

川崎市、相模原市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、寒川町、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、愛川町、清川村、神奈川県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[新潟県]

上越市、新潟県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても



令和元年10月21日10時時点

医療機関等を受診できます

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

[山梨県]

大月市、山梨県後期高齢者医療広域連合、全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和元年10月21日10時時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔長野県〕

長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村(※)、南牧村(※)、南相木村、佐久穂町、長和町、下諏訪町、富士見町(☆)、原村(☆)、辰野町、麻績村、生坂村、小布施町、高山村、飯綱町、長野県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(※)国保のみ

(☆)介護保険のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**

令和元年台風第19号の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます



令和元年10月21日10時時点

- **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する都県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は**、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。

（令和2年1月末まで）

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

対象保険者

〔静岡県〕

伊豆の国市(※)、函南町、静岡県後期高齢者医療広域連合 全国健康保険協会

(※)国保のみ

(上記以外に、一部の健保組合・国保組合についても免除される場合があります。詳細は各組合にお問い合わせください。)

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、都県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ **上記以外**の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

- 被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

- **この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**